

神戸医療産業都市関連学会併催市民公開講座負担金支出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸医療産業都市を推進するため、関連学会と併催する市民公開講座の開催経費を一部負担するにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、関連学会併催市民公開講座とは、医療、健康、福祉等のライフサイエンス分野または計算科学分野等に関連する学会と併催され、神戸医療産業都市の市民への啓発活動に貢献するとともに、研究者、企業間等のネットワークを構築し、研究活動及び企業活動を促進する市民公開講座をいう。

(対象事業)

第3条 対象となる事業は、次の各号に掲げる要件にすべて適合するものとする。

- (1) 神戸市内で行われる一般市民を対象とした公開講座であること。
- (2) 営利事業又はこれに類似する事業でないもの。

(対象経費)

第4条 対象となる経費は、事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報印刷物の作成等に要する経費
- (2) 会場借上料等に要する経費
- (3) 講師招聘に要する経費(旅費等の経費を含む。)
- (4) その他事業の実施に必要と認められる経費

(負担金の額等)

第5条 対象者に交付する負担金の額は、予算の範囲を限度として、1対象事業につき100万円以内の範囲とする。

2 対象期間は、市民公開講座が実施される年度の3月末日までとする。

(審査会の設置)

第6条 市長は、対象事業の決定にあたっての意見を求めるために、神戸医療産業都市関連学会併催市民公開講座負担金支出審査会を置くものとする。

(審査会の構成)

第7条 審査会は、理事(医療産業都市・企業誘致推進担当)が指名する委員で組織する。

- (1) 審査会は5人以上の委員で組織する。
- (2) 審査会に、委員の互選により委員長を置く。
- (3) 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- (4) 委員長に事故が発生したときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査)

第8条 審査会は、当該市民公開講座が第2条の定義及び第3条の要件について適合するかどうか審査する。

(秘密の保持)

第9条 審査にあたっては、委員長及び委員は秘密の保持に留意しなければならない。

(事務)

第10条 審査会の事務は、企画調整局医療産業都市・企業誘致推進本部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から一部改正する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から一部改正する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から一部改正する。